

# 令和4年度実施横浜市ふるさと納税返礼品公募要綱

制 定 令和4年11月1日 財財源第1035号

## 1 目的

ふるさと納税制度により横浜市（以下、「本市」という。）へ寄附いただいた市外在住の寄附者に対し、返礼品を提供することにより、将来にわたって横浜を応援していただけるよう、返礼品となる物品・役務を募集します。

## 2 募集条件

### (1) 返礼品提供事業者について

返礼品となる物品・役務を提供する法人、団体又は個人事業主（以下、「返礼品提供事業者」という。）は次の要件を全て満たす必要があります。

ア 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売・役務の提供等を行っていること。

イ 市税を滞納していないこと。

ウ 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、畑等の事務・生産拠点又は役務の提供場所のいずれかが本市内にあること。

エ 返礼品の受発注及び納品の管理等のため、インターネットに接続されたパソコン（ウインドウズ搭載）を有し、ブラウザ

（Microsoft:edge,Google:chrome）により、インターネットページが閲覧できること。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）ではないこと。

カ 返礼品を用意するため、上記オに該当することを知りながら相手方と下請契約等を締結していないこと。

キ 物品の送付作業及び役務の利用券等の発行・送付作業を含め、寄附者への返礼品提供に係る一連の作業が行えることと。

ク 返礼品を安定的に供給できること。（あらかじめ期間や数量を示して供給するものはその範囲内。）

ケ 契約内容を誠実に履行できること。

## (2) 返礼品について

返礼品は次の要件を全て満たす必要があります。

- ア 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条第1項に規定する総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）第1号から第4号、第6号及び第7号のいずれか1つ以上を満たすものであること。地場産品基準の該当状況については、最新の法令（解釈を含む。）、製造等の状況により判断をします。（過去に返礼品であったことは判断要素にはなりません。）
- イ 公序良俗に反しないものであること。
- ウ 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものではないこと。
- エ 科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと。
- オ 業として生産しているもの又はされたものであって、個人の趣味、特技により私的に作成したものでないこと。また、当該物品又は役務以外に別途追加で購入等することが前提となっている物品又は役務でないこと。
- カ 自ら生産・製造したもの以外の場合は、本市のふるさと納税返礼品として提供すること等について生産者・製造者の同意を得ていること。
- キ 食料品・飲料品の場合は、寄附者に返礼品が到着後一定期間（概ね1週間以上）の賞味期間が保証されていること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うこと。運搬にあたっては食品衛生法等に基づき、運搬方法等に留意すること。
- ク 役務の提供の場合は、横浜市内で提供されるものであって、次のAからDに掲げる種類に属する役務であること。AからDの種類を組み合わせる提案することも可能であるが、その場合、必要な旅行業の登録を行っていること。また、期間限定のものを除き、原則として有効期限が発送日から6か月以上あること。なお、AからD以外及び市外で利用不可となる措置を講じること。
  - A 宿泊（市内施設における宿泊。市内施設における宿泊を伴うパッケージツアー 等）
  - B 観光（市内スポットへの観光 例：タクシーで巡るツアー 等）
  - C 体験（横浜の観光に関わる体験プラン 例：セーリング体験、観光農園体験、イベント、コンサート 等）
  - D 食事（市内施設における食事プラン）
- ケ キャラクター等を使用する場合等返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の承諾を得ていること。

- コ 本市が求める場合に、返礼品のサンプルを提供又はサービスについて現場での確認ができること（原則として無償提供）
- サ 本市ふるさと納税関連ホームページ等に掲載するため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名、説明文、画像データ、返礼品事業者名等）を提供可能であること。
- シ 宅配事業者による発送が可能なものであり、かつ、発注後速やかに発送できるものであること。（協議により特別に定める場合を除く。）また、著しく送料が高額でないものであること。
- ス その他本事業の目的にふさわしい内容であること。

### (3) 提案件数

本公募においては、提案件数は、1事業者3品（物品・役務の合計上限数）までとします。なお、令和4年度に横浜市返礼品としてポータルサイトに既に掲載されている品については、この上限数に含めません。この場合においても、6(2)に記載する様式等の提出が必要です。

### (4) 返礼品の価格及び寄附金額の決定

- ア 返礼品の価格は、上限100万円、下限1,500円の範囲内で、商品代に荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格とします。（送料は返礼品の価格に含みません。）
- イ 設置費用等が別途発生する場合は、その費用は返礼品の価格に含めるものとします。設置等の手続きは返礼品提供事業者が行ってください。
- ウ 寄附金額は、返礼品の価格に3分の10をかけ、1,000円単位、5,000円単位又は10,000円単位に切り上げた額を基本として本市が決定します。

### (5) 費用負担

- ア 送料は、原則として本市が負担します。
- イ 商品の梱包に係る費用は返礼品提供事業者の負担とします。
- ウ 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、返礼品取扱事業者の負担とします。ただし、宅配業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。
- エ 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しません。

## 3 返礼品提供事業者の特典等

- (1) ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名事業者名などを掲載します。

- (2) 返礼品の発送時に、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。
- (3) 2(4)アのとおり原則として送料は本市が負担し、掲載料、振込料等の負担はありません。
- (4) 本市がふるさと納税の広報をする際に、返礼品の画像、商品名事業者名を掲載する場合があります。
- (5) 返礼品取扱事業者は、本市のふるさと納税返礼品取扱事業者であることを商品の宣伝や会社のPRに活用することができます。

#### 4 委託事業者

※本項目については、令和5年度予算の成立を停止条件としたもので、予算の成立をもって確定します。

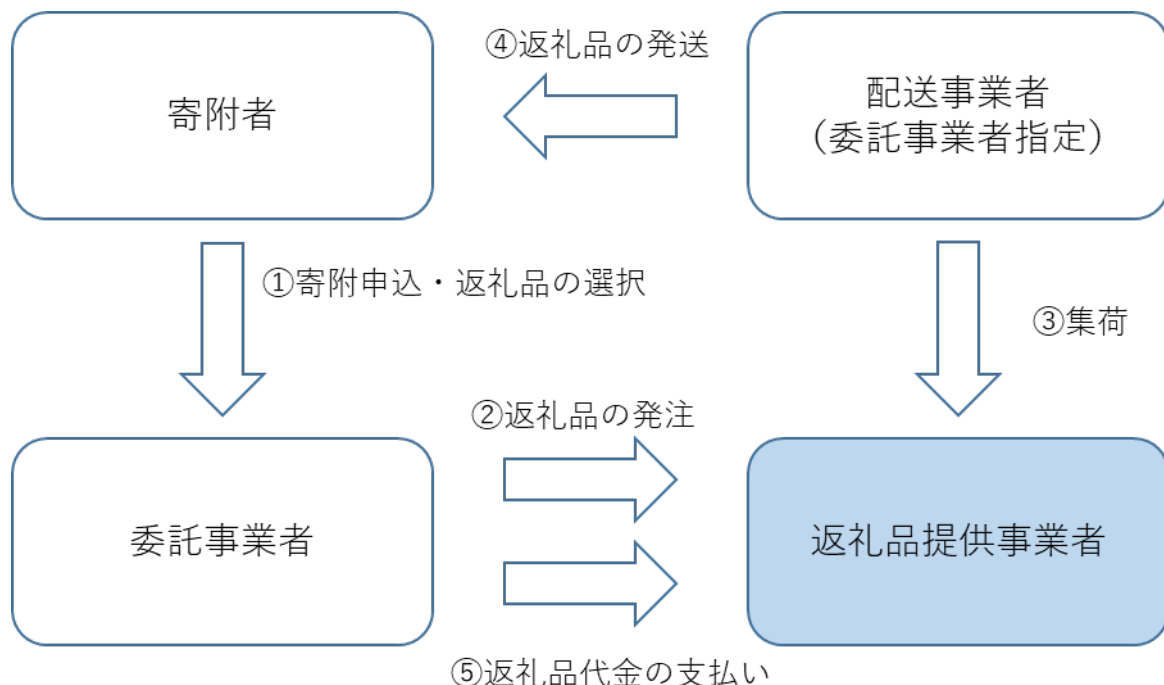
- (1) 本市は、寄附の受付や返礼品の発注・配送管理等の業務について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、次の事業者（以下、「委託事業者」という。）へ委託を予定しています。
- (2) 返礼品提供事業者は返礼品候補台帳（以下、「台帳」という。）に登載された後、委託事業者と返礼品の提供に係る契約を締結する必要があります。

#### 【委託事業者】

未定（選定手続中）

#### 5 返礼品等の発注・発送の流れ

返礼品提供事業者は、委託事業者からの発注により返礼品を提供します。なお、本市が寄附を受けてから、返礼品提供事業者に対して支払いを行うまでの流れは概ね次の図のとおりです。



## 6 応募方法

### (1) 募集期間

募集関係資料の提示 令和4年11月1日(火)

書類提出期間 令和4年11月14日(月)10:00~30日(水)17:00

### (2) 提出書類

ア 横浜市ふるさと納税返礼品候補台帳登載申請書(様式1)(wordで提出)  
※1事業者で1枚作成すること。

イ 返礼品提案書(様式2)(excelで提出)  
※提案する返礼品ごとに1枚作成すること。

ウ 返礼品写真(掲載に使用できる写真。1提案につき3枚程度)(png,jpeg,tif  
いずれかのファイルで提出)(1枚1MB以下。500KB程度推奨。)

※令和4年度に横浜市返礼品としてポータルサイトページが既にある場合は写真の提出の省略可能。ただし、事後的に提出を求める場合があります。

エ 食料品・飲料品の場合は、アレルギー確認リスト(様式3)

### (3) 提出方法

電子メール

### (4) 提出先

横浜市ふるさと納税返礼品候補台帳登載事務局

(事務委託事業者:株)ジャンボ)

E-mail:yokohama-henreihin@jmb.co.jp

### (5) 質問受付

受付期間 令和4年11月14日(月)10:00~21日(月)17:00まで

提出方法 E-mail:yokohama-henreihin@jmb.co.jp(様式4に簡潔に記載)

回 答 市HPへの掲載をもって回答とします。個別事案を除き、質問・回答ともに市HPに公表し、他事業者にも参考となるようにします。

11月25日(金)(予定)

留意事項 質問は質問受付期間に行ってください。(6)の問い合わせの対象は軽易な問い合わせで、質問に回答することはできません。

### (6) その他書き方等の問い合わせ

## 受付期間

E-mail：令和4年11月14日（月）10:00～30日（水）17:00まで  
コールセンター：令和4年11月14日（月）～30日（水）（土日祝除く）  
10：00～17：00

問い合わせ先 E-mail：yokohama-henreihin@jmb.co.jp（様式なし）  
コールセンター（045-912-0043）

回 答 随時（受付期間終了間際の場合、回答が遅れることがあります）

留意事項 問合せの回答が遅れたことにより、提出が遅れた場合でも  
締切延長は行いませんので、問い合わせは余裕をもって行って  
ください。

## （7）書類提出後について

（2）の書類提出後、横浜市ふるさと納税返礼品候補台帳登載事務局（事務委託事業者：㈱ジャンボ）又は市から、記載内容の確認、追加資料の提出を依頼することがありますので、速やかに対応してください。一定期間経過後（依頼後最長1週間）も対応がない場合は、対応がないものをもとに要件確認を行うこととします。

## 7 横浜市返礼品候補台帳への登載・非登載の通知

- （1）提案内容について、募集条件を満たしていることを確認し、満たしている場合は、台帳に登載します。登載・非登載の結果は提案者に通知します。通知は4の委託事業者から行う場合があります（調整中）。
- （2）委託事業者は、候補台帳に登載された物品、役務の提案事業者と契約を締結します。
- （3）契約が完了した物品、役務は、ふるさと納税ポータルサイトの登録作業を経て、令和5年4月以降順次掲載されます。なお、募集条件を満たしているものの、提案書にポータルサイト掲載に必要な情報（写真を含む。）が十分に記載されていない場合等は掲載が遅れる場合があります。また、対応順序、掲載順序、掲載時期は本市に一任していただきます。
- （4）台帳への登載期間は、登載の日から令和7年度末までです。

## 8 内容の変更

- （1）ポータルサイトに掲載後、6（2）の記載内容に変更があった際は、速やかに様式を再提出してください。

- (2) (1) の内容変更により、募集条件を満たさなくなった場合は、返礼品の掲載を取りやめます。
- (3) (1) の書類の提出があったときは7の規定を準用するものとします。

## 9 返礼品取扱の中止等

次の場合は、ポータルサイト等への掲載を中止又は、返礼品としての取扱を中止して台帳から抹消します。

- (1) 返礼品提供事業者が本市に掲載中止又は取扱の中止を申し出たとき。
- (2) 返礼品取扱事業者又は返礼品が2に規定する事項を満たさなくなったとき又は満たしていないことが判明したとき。
- (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱、解釈の変更等により返礼品として相応しくないと判断したとき。
- (4) 返礼品の生産・製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき。
- (5) 他社が生産する物品、役務を取り扱う場合に、本市のふるさと納税の返礼品とすることについて当該他者の同意が得られなくなったとき。
- (6) 提案内容に変更があったにもかかわらず、その報告がされていないとき。
- (7) 提案内容に虚偽があったとき又は、意図的に事実を隠して提案したとき。
- (8) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (9) 返礼品の品質、役務の内容について寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は同様のクレームが度重なるとき。
- (10) 返礼品提供事業者が本事業の実施に非協力的で、本事業の遂行に支障を来すと本市が判断したとき。
- (11) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

## 10 優先的に取り扱う返礼品について

次の返礼品は本市の各種広報において優先的に取り扱う場合があります。

- (1) 全国的に知名度が高い又はメディア露出が多いなど、話題性の高い団体、施設、イベント、物品に関するもの
- (2) 多くの寄附者に選択されている実績のあるもの
- (3) 本市施策に係りがあるもの

## 11 個人情報取扱特記事項

- (1) 返礼品取扱事業者は業務を履行するにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年条例第 6 号）のほか、関係法令を遵守してください。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品発送以外の目的で使用できません。

## 12 その他

- (1) 寄附者が横浜市民の場合は、返礼品は送付できません。
- (2) 返礼品は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであるため、買い取りを確約するものではありません。
- (3) 返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について委託事業者には必ず報告をしてください。なお、品質等による補償やクレーム対応については、本市は一切の責任を負いません。
- (4) 提案に係る提出書類の返却は行いません。また、提案に要する一切の費用は、提案者の負担となります。
- (5) 返礼品が食料品、飲料品又は役務（食事）の場合、食品衛生法等に基づく許認可等の確認を行うため、提出書類を横浜市健康福祉局食品衛生課、各区福祉保健センター生活衛生課及び中央卸売市場本場食品衛生検査所（以下、「横浜市保健所関係部署」という。）へ提供します。返礼品の製造等について、横浜市保健所関係部署から確認の連絡及び施設への立入検査等が行われることがあります。また、横浜市保健所関係部署が確認した内容等については、横浜市財政局財源課と共有します。横浜市保健所関係部署から返礼品の収去検査を求められることがあります。収去検査とは、食品衛生法に基づき食品等の安全性を確認するため、食品衛生監視員が製造所や販売店舗等から検査に必要な最小量の食品等は無償で採取し検査することをいいます。返礼品提供事業者はこれらの調査に協力し、真摯に対応しなければなりません。
- (6) この要綱に適合しても、本市が返礼品という性質を踏まえ、適当でないと判断した場合は候補台帳に登載しないことがあります。
- (7) 9(7)～(10)に該当し、返礼品の取扱いの中止があった場合は、同一事業者からの返礼品提案は 7(4)の期間内は受け付けません。
- (8) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によるものとします。



## 参考

### 2（2）ア 関係

平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条第1項に規定する総務大臣が定める基準第1号から第4号、第6号及び第7号

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。